

徳島県告示第四百八十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年七月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第一号	生石灰	最優生石灰	アルカリ分 九五・〇	該当なし	吉見石灰工業株式会社 阿南市津乃峰町戎山九番地	令和十年七月二十一日
徳島県 第一号	生石灰	特撰生石灰	アルカリ分 九〇・〇	同	同	同
徳島県 第二号	生石灰	一等生石灰	アルカリ分 八〇・〇	同	同	同
徳島県 第四号	消石灰	最優消石灰	アルカリ分 七〇・〇	同	同	同
徳島県 第五号	消石灰	特撰消石灰	アルカリ分 六五・〇	同	同	同
徳島県 第六号	消石灰	一等消石灰	アルカリ分 六〇・〇	同	同	同